

海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用許諾要領

制定：平成 28 年 6 月 14 日 28 食産第 1299 号

一部改正：平成 30 年 8 月 1 日 30 食産第 2050 号

一部改正：令和 2 年 4 月 1 日元食産第 5931 号

第 1 趣旨

日本産農林水産物・食品の海外需要を拡大し輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、民間団体等が自主的に日本産食材サポーター店（以下「サポーター店」という。）として認定できるよう、農林水産省において「海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン」（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 6095 号農林水産省食料産業局長通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところです。

本要領は、ガイドラインの第 5 に基づき、ガイドラインに定める運用・管理団体、認定団体及びサポーター店が、サポーター店の普及、PR 活動及び認定証への使用を目的に、農林水産省が商標権を取得したサポーター店の認定のロゴマーク（以下「マーク」という。）を使用するに際して、その適正な利用を確保するため、マークの利用許諾等に関して必要な事項を定めるものです。

第 2 マークの利用者等

- 1 運用・管理団体又は認定団体は、ガイドラインに基づくサポーター店の普及、PR 活動及び認定証への使用を目的とする場合にのみマークを利用することができます。
サポーター店は、ガイドラインに基づくサポーター店の普及や PR 活動への使用を目的とする場合にのみ利用することができます。
- 2 マークの利用料は、無料とします。

第 3 マークのデザイン等

- 1 マークのデザイン、色、縦・横の比率等（以下「マークのデザイン等」という。）は、別添の海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク使用に関するマニュアルのとおりとします。
- 2 マークのデザイン等は、利用者がみだりに改変することはできません。ただし、印刷物等のデザイン上、モノクロを選択することは差し支えありません。

第 4 マークの利用期間

- 1 運用・管理団体又は認定団体におけるマークの利用期間は、ガイドラインに定める運用・管理団体又は認定団体として活動している期間とします。

- 2 サポーター店におけるマークの利用期間は、サポーター店として認定されている期間とします。

第5 利用申請及び承認

- 1 マークの利用を希望する運用・管理団体は、様式1により利用許諾申請書（以下「申請書」という。）を作成し、農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課長（以下「海外市場開拓・食文化課長」という。）に電子メール等により提出するものとします。
- 2 海外市場開拓・食文化課長は、申請内容が本要領に適合すると認められるものについてマークの利用を許諾し、様式2による利用許諾証及び画像データを、運用・管理団体に電子メールで送付するものとします。
- 3 認定団体は、ガイドラインの第4に基づく認定団体の認定をもってマークを利用することができるものとします。
- 4 サポーター店は、ガイドラインの第4に基づくサポーター店の認定をもってマークを利用することができるものとします。
- 5 運用・管理団体は、認定団体又はサポーター店に対し、本要領及びマークの画像データを電子メールで送付するものとします。
また、認定団体は、サポーター店に対し、本要領及びマークの画像データを電子メールで送付するものとします。
- 6 海外市場開拓・食文化課長は、マークの利用に際し必要に応じて条件を付することができ、またマークの利用者がその条件に違反した場合には、第9の各号に掲げる措置を講ずることができます。

第6 利用の廃止

- 1 運用・管理団体がマークの利用を中止しようとする又は中止したときには、様式3による利用廃止届出書を作成し、海外市場開拓・食文化課長宛てに電子メール等により提出するものとします。
- 2 認定団体は、認定団体としての認定が取り消された場合には、マークの利用を中止するものとします。
- 3 サポーター店は、サポーター店としての認定期間が終了した場合又はサポーター店としての認定が取り消された場合には、マークの利用を中止するものとします。

第7 利用者の義務

- 1 利用者は、ガイドライン及び本要領等を遵守するとともに、本要領等の趣旨に反した利用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

- 2 利用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、海外市場開拓・食文化課長に通報する義務を負うものとしします。
- 3 利用者は、マークの利用に係る第三者との係争、審判、訴訟等（以下「係争等」という。）に係る対応については、海外市場開拓・食文化課長と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、利用者が負担するものとしします。
- 4 利用者は、マークの利用に係りて第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負い、農林水産省に影響を及ぼさないよう処理するものとしします。
- 5 利用者は、海外市場開拓・食文化課長から要請がある場合は、マークの利用実態について報告するものとしします。

第8 マークの不正利用の禁止

以下のいずれかに該当する場合は、利用者はマークを利用することはできません。

- 1 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものへの利用
- 2 公序良俗に反するものへの利用
- 3 法令・規則などに違反するものへの利用
- 4 本要領に反しての利用

第9 マークの不適切な利用等に当たつての措置

海外市場開拓・食文化課長は、利用者が本要領を遵守せず不正に利用したときは、次の必要な措置を講ずることとしします。

- 1 警告
- 2 利用許諾の取消し
- 3 団体名の公表
- 4 法的措置

第10 本要領に基づくマークの利用許諾のお問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課
電話 03-6744-0481 FAX 03-6744-2013

第11 要領の改定

本要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合があります。

(様式1)

令和 年 月 日

海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用許諾申請書

農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課長 殿

(申請する団体)
所在地(〒)
団体名
代表者役職・氏名

海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用許諾要領(平成28年6月14日付け28食産第1299号)の第5の1に基づき、同要領に同意の上、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1 利用目的

{ }

2 マークを利用するもの(該当箇所全てにチェックする)

認定証 チラシ パンフレット ポスター 広告 ホームページ
 その他()

3 マーク、マークシール等の印刷予定数

(1)印刷アイテム予定数: ()個
(2)総印刷予定数(個)数:() (個)枚
(3)マークの大きさ:タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

4 問合せ先

(1)部署名:
(2)担当者氏名:
(3)所在地:
(4)TEL・FAX:
(5)E-mail:

※記入上の留意事項

- ・上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
- ・マークの利用イメージがわかる資料を添付する。

(様式2)

令和 年 月 日

海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用許諾証

〇〇 団体

〇〇〇〇 殿

農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課長

令和 年 月 日付けで申請のあった海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマークの利用許諾については、海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用許諾要領(平成28年6月14日付け28食産第1299号)の第5の2に基づき、本通知により許諾する。

なお、本ロゴマークの利用にあたっては、同要領を必ず遵守されたい。

(様式3)

令和 年 月 日

海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用廃止届出書

農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課長 殿

(申請団体)

所在地〒

団体名

代表者役職・氏名

(担当者)

部署:

氏名:

電話番号:

FAX 番号:

E-mail:

令和 年 月 日付けで利用許諾を受けた海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマークの利用について、利用をやめることとしましたので、海外における日本産食材サポーター店の認定のロゴマーク利用許諾要領第6に基づき、届け出ます。

(利用廃止理由)